

東与賀中学校 PTA 会則

第1章 総則

第1条

本会は、「東与賀中学校 PTA」といい、事務局を東与賀中学校におく。

第2条

本会は、保護者と教師が家庭・学校・地域の融和統一された立場に立って、生徒を正しく導き、その幸福を増進するため、相互の理解と責任によって、民主的教育の振興に協力するとともに会員相互の研修親睦を図ることを目的とする。

第3条

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 家庭・学校及び地域における教育の改善進歩について協議する。
- 2 生徒のために良好な教育的環境をつくることに努力する。
- 3 学校の設備充実や、教職員・生徒の研究活動の便益を図ることに努力する。
- 4 生徒の保健衛生に注意し、厚生・福祉の各施設の充実に努力する。
- 5 会員相互の教養を高め、親睦を図る。
- 6 文化的・体育的行事等の学校行事に協力する。
- 7 教育のため、家庭・学校・地域、三者の連携を図る。
- 8 部活動の振興・助成に協力する。
- 9 その他、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

第2章 組織

第4条

本会は、東与賀中学校に在学する生徒の保護者と、東与賀中学校の教職員(ゲストティーチャーを含む)を会員とし、これをもって組織する。なお会の運営上、相談役の職については、前記の会員以外から特別会員として選任することもできるものとする。

第5条

本会の事業を円滑にするために、次の専門委員会を設ける。各専門委員会には、委員および委員長・副委員長をおき、学校との連携を密にするために、教職員を若干名おく。

- 1 文化広報委員会
- 2 生活指導委員会
- 3 学年委員会

第6条

本会に地区分会をおき、主として校外における教育について協議する。その細則は、別に各分会ごとに定める。地区分会に地区会長をおく。

第7条

本会は、各学級に分会をおき、主として学級教育の伸長に努力する。その細則は別に定める。

第3章 機関

第8条

本会に次の機関をおく。

総会、委員会、専門委員会、幹事会、地区分会、学年・学級分会

第9条

総会は、最高の議決機関で、毎年1回4月または5月に開く。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

第10条

総会は次のことを定める。

- 1 本会の解散ならびに解散に伴うこと。
- 2 会則の決定と変更。
- 3 正副会長・役員を選出および承認。
- 4 予算の審議および決算の承認。
- 5 その他、本会の目的を達成するための企画ならびに運営。

第11条

総会の議長は、会長がこれにあたる。会長が不在の場合は、副会長がこれに代わるものとする。なお、議決は、構成員の過半数で決する。

第12条

委員会は、総会に次ぐ議決機関で、毎年1回3月または4月に開く。ただし、必要に応じて会長は臨時に招集することができる。

第13条

委員会は、幹事会役員で構成する。

第14条

委員会は、次のことを定める。

- 1 総会決議事項の運営
- 2 総会に提出する議案の作成と検討
- 3 正副会長および役員(各専門委員会正副委員長・監査委員)の推薦
- 4 その他、本会の目的を達成するための企画ならびに運営

第 15 条

専門委員会は、各専門委員で構成し、委員長が必要に応じてこれを招集する。

第 16 条

専門委員会は、次のことを行う。

- 1 緊急事項の処理
- 2 議決機関から与えられた事項の処理
- 3 諸原案の作成

第 17 条

幹事会は、正副会長および役員(幹事・事務局・各専門委員会正副委員長・各学年正副委員長・監査委員)で構成し、会長が必要に応じてこれを招集する。また、会長が諮問等する場合は、相談役を招集する。

第 18 条

幹事会は次のことを行う。

- 1 緊急事項の処理
- 2 議決機関から与えられた事項の処理
- 3 諸原案の作成

第 4 章 役員

第 19 条

本会に次の役員をおく。

- ・会長(1名)
 - ・副会長(若干名)
 - ・監査委員(2名)
- 以上、本部役員とする。
- ・各委員会委員長(1名)は2, 3年生の保護者
 - ・各委員会副委員長(2名)は、委員長以外の各学年の保護者
 - ・事務局(会計:教頭、事務:教務)

第 20 条

役員は、会員の中から委員会で推薦し、総会で決定する。ただし、各学年正副委員長は、各学年・学級分会での互選とする。

第 21 条

会長は、本会を代表し、会務を処理する。

第 22 条

副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、これを代行する。

第 23 条

幹事は、前会長または前副会長及び前各専門委員長もしくは副委員長の経験者で、会長が認めた者とし、会長、副会長を補佐し会務の遂行に当たる。

第 24 条

事務局は、庶務・会計に当たる。

第 25 条

専門委員は、学校・学級より若干名委嘱し、円満な会務の遂行に当たる。

第 26 条

監査委員は、会長が委嘱し、本会の業務・会計を監査する。

第 27 条

相談役は、会長が特に必要と認めた者とし、会長が委嘱し委員会、幹事会等の各種会議において会長の諮問に応ずる。

第 28 条

役員の任期は 1 か年とする。ただし再選は妨げない。欠員の補充として就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。前任者、後任が決まるまで業務を行う。

第 29 条

各役員は、本会の利益と幸福のために行動しなければならない。各役員は、本会を個人的利益のため、あるいは政治的利益のために利用してはならない。

第 5 章 会計および業務

第 30 条

- 1 一般会計
- 2 スポーツ文化教育振興基金会計

第 31 条

本会の経費は、会費・寄付金・事業収益金・その他の収入をもってこれに当てる。

第 32 条

本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌 3 月 31 日に終わる。

第 33 条

会計帳簿は、会員の要求によって随時これを公開しなければならない。

第34条

会費は、会員から1か月定額を徴収する。保護者については、本校在生徒の所帯を対象とし、生徒一人について1か月定額とする。ただし、特定の者は免除することができる。

第6章 表彰

第35条

役員として3年間継続して本会の充実・発展に貢献された会員については、感謝状を贈って表彰する。

第7章 附則

第36条

本会運営に関する細則は、委員会において定めることができる。ただし、次回の総会において承認を受けなければならない。

第37条

本会は、青少年の福祉のために働いている他の団体や機関と協力し、本会と趣旨を同じくする市・町・県・全国の連合団体に加盟する。

第38条

この会則は、昭和51年5月1日より効力を発する。

この会則は一部を改正し、平成11年5月7日から施行する。

この会則は一部を改正し、平成14年4月26日から施行する。

この会則は一部を改正し、平成17年5月2日から施行する。

この会則は一部を改正し、平成18年5月2日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

この会則は一部を改正し、平成21年5月1日から施行する。

この会則は一部を改正し、平成28年5月8日から施行する。

この会則は一部を改正し、令和4年5月9日から施行する。

この会則は一部を改正し、令和6年5月9日から施行する。